

# 鹿 児 島 県 公 報

平成24年 5 月 15 日（火） 第2803号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定例発行日（毎週火、金）  
定価 送料共1箇月2,650円

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

### 規 則

○県政の企画調整の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則（※）  
（企画課取扱い） 1

### 告 示

- 保安林の指定（森づくり推進課取扱い） 2
  - 保安林の指定施業要件の変更（森づくり推進課取扱い） 2
  - 鹿児島県県営林管理補助員服務要綱及び鹿児島県県営林極印取扱要綱の一部を改正する要綱（※）（森づくり推進課取扱い） 2
  - 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 3
  - 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（介護福祉課取扱い） 3
  - 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 3
  - 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（水産振興課取扱い） 4
  - 土地改良区の役員の就退任の届出（農地整備課取扱い） 4
  - 地籍調査の成果の認証（農地建設課取扱い） 5
  - 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件）  
（南薩地域振興局取扱い） 5  
（大島支庁取扱い） 5
  - 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定（大島支庁取扱い） 6
- 公 安 委 員 会 告 示**
- 遊技機の型式の検定の告示（生活環境課取扱い） 6
- 公 安 委 員 会 公 告**
- 平成24年度駐車監視員資格者講習及び認定考査実施公告（交通指導課取扱い） 6

## 規 則

県政の企画調整の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 5 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

### 鹿児島県規則第42号

県政の企画調整の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

県政の企画調整の組織及び運営に関する規則（昭和38年鹿児島県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

(8) その他知事が必要と認める者

第3条第2項中「場合は」の次に「，前項の規定にかかわらず」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

**鹿児島県告示第617号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成24年 5 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 保安林の所在場所

日置市吹上町中原字岩渕3110番・3112番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3121番、3121番1

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第618号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 5 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

薩摩川内市下甕町片野浦字大平588番2、下甕町瀬々野浦字下長平797番

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第619号**

鹿児島県県営林管理補助員服務要綱及び鹿児島県県営林極印取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成24年 5 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県県営林管理補助員服務要綱及び鹿児島県県営林極印取扱要綱の一部を改正する

要綱

(鹿児島県営林管理補助員服務要綱の一部改正)

第 1 条 鹿児島県営林管理補助員服務要綱 (昭和40年鹿児島県告示第518号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「環境林務部森林整備課長」を「環境林務部森づくり推進課長」に、「もとに」を「下に」に改める。

(鹿児島県営林極印取扱要綱の一部改正)

第 2 条 鹿児島県営林極印取扱要綱 (昭和40年鹿児島県告示第519号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「環境林務部森林整備課長」を「環境林務部森づくり推進課長」に改める。  
別記第 1 号様式中「森林整備課長」を「森づくり推進課長」に改める。

附 則

この要綱は、平成24年 5 月 15 日から施行する。

鹿児島県告示第620号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成24年 5 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護NPO 南の太陽	肝属郡肝付町富 山字今市牧1791 番地 1	特定非営利活動 法人南の太陽	肝属郡肝付町富 山字今市牧1791 番地 1	向井 和郎	平成24年 4 月 23 日	訪問介護
デイサービスセ ンターゑびすさ ん	鹿屋市旭原町 2611番地 6	株式会社ケアフ ァイン	鹿屋市旭原町 2611番地 6	吉田 茂樹	平成24年 4 月 23 日	通所介護
ミニデイ南の星	肝属郡肝付町富 山字今市牧1791 番地 1	特定非営利活動 法人南の太陽	肝属郡肝付町富 山字今市牧1791 番地 1	向井 和郎	平成24年 4 月 23 日	通所介護

鹿児島県告示第621号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第46条第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成24年 5 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
浜崎医院居宅介 護支援事業所	霧島市隼人町東 郷90番地	医療法人生成会	霧島市隼人町東 郷90番地	濱崎 高裕	平成24年 5 月 1 日	居宅介護 支援

鹿児島県告示第622号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成24年 5 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
訪問介護NPO 南の太陽	肝属郡肝付町富 山字今市牧1791 番地1	特定非営利活動 法人南の太陽	肝属郡肝付町富 山字今市牧1791 番地1	向井 和郎	平成24年 4月23日	介護予防 訪問介護
デイサービスセ ンターあびすさ ん	鹿屋市旭原町 2611番地6	株式会社ケアフ ァイン	鹿屋市旭原町 2611番地6	吉田 茂樹	平成24年 4月23日	介護予防 通所介護
ミニデイ南の星	肝属郡肝付町富 山字今市牧1791 番地1	特定非営利活動 法人南の太陽	肝属郡肝付町富 山字今市牧1791 番地1	向井 和郎	平成24年 4月23日	介護予防 通所介護

## 鹿児島県告示第623号

肝属郡南大隅町佐多馬籠3697番地3 片野坂清時及び肝属郡南大隅町佐多伊座敷3875番地11 宮田歳己からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成24年 5 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 区域及び区分

- 1 区域 南大隅町佐多区域（肝属郡南大隅町佐多伊座敷及び佐多馬籠のうち片之坂の地区）
- 2 区分 主としてきびなごさし網漁業を営む漁業

## 鹿児島県告示第624号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、伊仙町土地改良区の役員 の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年 5 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 就任した役員の氏名及び住所
    - 理事 芳田 巖 大島郡伊仙町伊仙172番地2
    - 理事 春山 豊茂 大島郡伊仙町伊仙1092番地5
    - 理事 盛本 和典 大島郡伊仙町伊仙2584番地1
    - 理事 中 善範 大島郡伊仙町伊仙2049番地1
    - 理事 盛 賢史 大島郡伊仙町伊仙2049番地1
    - 理事 実村 博美 大島郡伊仙町伊仙3383番地
    - 理事 富 紀洋 大島郡伊仙町阿三2475番地
    - 理事 伊藤 博己 大島郡伊仙町阿三916番地1
    - 理事 西 昭彦 大島郡伊仙町検福257番地
    - 理事 吉田 繁弘 大島郡伊仙町古里7番地
    - 理事 美山 保 大島郡伊仙町目手久1700番地1
    - 理事 義山 成人 大島郡伊仙町面縄2310番地
    - 理事 宮永 友吉 大島郡伊仙町佐弁69番地
    - 理事 喜島健一朗 大島郡伊仙町喜念346番地
    - 理事 大久保 明 大島郡伊仙町伊仙2105番地3
    - 監事 上木 衛 大島郡伊仙町伊仙114番地
    - 監事 伊地知 悟 大島郡伊仙町阿三1378番地13
    - 監事 与山 英丸 大島郡伊仙町目手久375番地3
- (任期 平成24年 1 月 26 日から平成27年 1 月 25 日まで)

## 2 退任した役員の氏名及び住所

理事	芳田 巖	大島郡伊仙町伊仙172番地 2
理事	春山 豊茂	大島郡伊仙町伊仙1092番地 5
理事	盛本 和典	大島郡伊仙町伊仙2584番地 1
理事	樺山 勝志	大島郡伊仙町伊仙2415番地 1
理事	幸 浩三	大島郡伊仙町伊仙2590番地 2
理事	実村 博美	大島郡伊仙町伊仙3383番地
理事	富 紀洋	大島郡伊仙町阿三2475番地
理事	伊藤 博己	大島郡伊仙町阿三916番地 1
理事	積久 忠憲	大島郡伊仙町古里199番地 1
理事	吉田 繁弘	大島郡伊仙町古里 7 番地
理事	徳島 博俊	大島郡伊仙町目手久2002番地
理事	満野 孝吉	大島郡伊仙町目手久1954番地 2
理事	宮永 友吉	大島郡伊仙町佐弁69番地
理事	喜島健一朗	大島郡伊仙町喜念346番地
理事	大久保 明	大島郡伊仙町伊仙2105番地 3
監事	上木 衛	大島郡伊仙町伊仙114番地
監事	伊地知 悟	大島郡伊仙町阿三1378番地13
監事	与山 英丸	大島郡伊仙町目手久375番地 3

## 鹿児島県告示第625号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

平成24年 5 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
垂水市	平成22年 6 月 29 日から 平成23年11月28日まで	地籍図及び地籍簿	垂水市市木及び海潟の各一部	平成24年 4 月 23 日
中種子町	平成22年10月 8 日から 平成24年 2 月 6 日まで	地籍図及び地籍簿	中種子町納官の一部	平成24年 4 月 23 日

## 南薩地域振興局告示第20号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年 5 月 15 日

南薩地域振興局長 小宮路克郎

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
のぞみ苑	枕崎市板敷西町 335番地	社会福祉法人富士福祉会	枕崎市日之出町 93番地	岩下 修一	平成24年 5 月 1 日	就労移行支援

## 大島支庁告示第19号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年 5 月 15 日

大島支庁長 伊喜功

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サービスの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
多機能型支援事業所ジョイワーク奄美	大島郡龍郷町浦字脇田1820番地	社会福祉法人瑞穂会	大島郡龍郷町浦字脇田1820番地	堅山 秀海	平成24年4月1日	就労移行支援・就労継続支援B型

## 大島支庁告示第20号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害者支援施設として指定した。

平成24年 5 月 15 日

大島支庁長 伊喜功

指定障害者支援施設		設 置 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サービスの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者支援施設ワークセンター奄美	大島郡龍郷町浦字脇田1820番地	社会福祉法人瑞穂会	大島郡龍郷町浦字脇田1820番地	堅山 秀海	平成24年4月1日	生活介護・施設入所支援

## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第54号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成24年 5 月 15 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRAトキオ・デラックスB	株式会社アムテックス	2P0167
ぱちんこ遊技機	CRA長七郎江戸日記N-T	株式会社ニューギン	2P0210
ぱちんこ遊技機	CRA長七郎江戸日記N-TX	株式会社ニューギン	2P0212
ぱちんこ遊技機	CRミッションインポッシブルN-L-R	株式会社大一商会	2P0264
ぱちんこ遊技機	CR天才バカボン4NS	株式会社大一商会	2P0317
ぱちんこ遊技機	CR天才バカボン4NL	株式会社大一商会	2P0321
ぱちんこ遊技機	CRAキャット・ラッシュST2	株式会社大和製作所	2P0284
ぱちんこ遊技機	CRAキャット・ラッシュDS1	株式会社大和製作所	2P0308
ぱちんこ遊技機	CRぱちんこ超電磁ロボコンバトルV5000S4	京楽産業. 株式会社	2P0294
回胴式遊技機	パチスロ パトラッシュA	株式会社三共	2S0287
回胴式遊技機	シンデレラ×ブレイドB	ネット株式会社	2S0297

## 公安委員会公告

平成24年度駐車監視員資格者講習及び認定考査実施公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号イ及びロの規定により、平成24年度駐車監視員資格者講習及び認定考査を次のとおり実施する。

平成24年 5 月 15 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

## 1 講習等の日時

## (1) 講習の日時

平成24年 6 月 28 日 (木) 及び同月 29 日 (金) 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

## (2) 修了考査及び認定考査の日時

平成24年 7 月 6 日 (金) 午前 9 時から午前 10 時まで

## 2 講習及び認定考査の場所

鹿児島県市町村自治会館 (鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号)

## 3 人員

講習及び認定考査の人員を併せて 30 人

## 4 講習及び認定考査の方法

## (1) 講習項目

ア 交通警察総説

イ 新たな駐車対策法制及び駐車監視員制度の概要

ウ 放置車両の確認に必要な基礎知識

エ 放置車両の確認等の実施要領等

オ 基本的心構え及び職務倫理

## (2) 修了考査の実施

(1)の講習項目に関し、受講者が講習事項を理解したか否かの修了考査を実施する。

なお、修了考査の結果、一定基準を満たした者については、確認事務の委託の申請等に関する規則 (平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。) 第 9 条第 1 項に規定する駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

## (3) 認定考査の実施

駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認められる者であるかの審査をするため、認定考査を実施する。

なお、認定考査の結果、一定基準を満たした者については、委託規則第10条第 4 項に規定する認定書を交付する。

## 5 講習及び認定考査の申請手続

## (1) 講習の申請手続

## ア 提出書類等

講習を受けようとする者 (以下「申込者」という。) は、確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則 (平成17年鹿児島県公安委員会規則第12号。以下「規則」という。) 第 4 条第 1 項に規定する駐車監視員資格者講習受講申込書 (以下「申込書」という。) に必要事項を記入して、申込者の住居地を管轄する警察署に提出すること。

なお、申込みの際には、委託規則第 7 条第 2 項に規定する写真 (申込前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真。以下同じ。) を申込書に貼り付けて提出すること。

## イ その他

アの申込書提出後、駐車監視員資格者講習受講票が送付されるので、講習受講の際は必ず持参すること。

## (2) 認定考査の申請手続

## ア 提出書類等

認定考査を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、規則第 5 条第 1 項に規定する認定申請書 (以下「申請書」という。) に必要事項を記入して、申請者の住居地を管轄する警察署に提出すること。

なお、申請の際には、委託規則第 7 条第 2 項に規定する写真を申請書に貼り付けるとともに、委託規則第 10 条第 3 項に規定する書類を添付しなければならない。

## イ その他

アの申請書提出後、駐車監視員資格者認定考査受検票が送付されるので、認定考査の

際は必ず持参すること。

## 6 手数料

### (1) 講習手数料

講習手数料は、19,000円である（19,000円分の鹿児島県収入証紙を申込書に貼り付けて提出すること。）。

なお、申込書を受理した後は、講習手数料は返還しない。

### (2) 認定申請手数料（認定審査）

認定申請手数料は、4,500円である（4,500円分の鹿児島県収入証紙を申請書に貼り付けて提出すること。）。

なお、申請書を受理した後は、認定申請手数料は返還しない。

## 7 受付期間

平成24年5月21日（月）から同年6月8日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、講習及び認定審査の人員が併せて30人になり次第受付を終了する。

## 8 修了審査及び認定審査の合格者の発表

修了審査及び認定審査終了後、当日合格者を発表する。

## 9 その他

### (1) 注意事項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了し、又は駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認められても、法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

ア 18歳未満の者

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

エ 集团的に、又は常習的に委託規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

カ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

キ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ク 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

### (2) 問合せ先

本件についての問合せは、鹿児島県警察本部交通指導課（代表電話099-206-0110内線5126）又は最寄りの警察署に対して行うこと。